

「広瀬川河畔景観形成重点地区景観計画(案)」の策定及び
 関連する条例改正等についてパブリックコメント実施結果

- ◆意見募集期間：平成 29 年 7 月 18 日(火)～平成 29 年 8 月 16 日(水)
- ◆意見提出者数： 3 名
- ◆意見提出件数： 8 件

取りまとめの都合上、いただいたご意見を要約し、市の考え方を下記のとおり説明しています。

大変貴重なご意見をお寄せいただきまして、ありがとうございました。

パブリックコメントによる意見等	意見に対する市の考え方
<p>○工作物のルールについて 自動販売機の色彩として、自販機業界で推奨カラー（修正マンセル表色系 5Y7.5/1.5）を定めており、多くの自治体でも推奨カラーとして指定している。 このため、工作物のルールに「自動販売機の新規設置の際は自販機業界ガイドラインに基づく推奨カラーの採用」という文言を加えてほしい。</p>	<p>計画(案)における「色彩のルール」は、広瀬川や河畔緑地との調和を求め、具体的な色彩については、行為者の判断に委ねるゆるやかなものとなっております。 このため、「色彩のルール」の中で具体的に個別の色彩を指定することは考えておりませんが、問合せなどに対しては、ご意見の趣旨やご紹介いただいた他自治体の事例なども踏まえ、自販機業界ガイドラインに基づく推奨カラーをご案内するなどの対応をとってまいりたいと思います。</p>
<p>○届出対象行為について（2件） 届出に係る手続きを簡略化し、「届出」から「行為の着手」までに要する日数をできる限り短縮することを考慮願う。</p>	<p>届出対象行為については、景観条例に規定される大規模行為を除いて事前協議書の提出を不要とするなど、手続きを簡略化していく予定です。 質の高い景観形成には地域住民等のご理解とご協力が不可欠なことから、届出内容の審査に地域住民等が関わる仕組みを検討しておりますが、ご意見の趣旨を十分に踏まえ、運用面などを工夫し、できる限り迅速な事務処理に努めます。</p>
<p>○その他の意見（1件） 前橋市全体の景観形成の考え方に関する意見</p>	<p>――</p>
<p>○その他の意見（4件） 中心市街地活性化に関する意見</p>	<p>――</p>